

大分市安心おもてなしステップアップ事業補助金交付要領を次のように定める。

令和4年4月1日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市安心おもてなしステップアップ事業補助金交付要領

第1 趣旨

大分市安心おもてなしステップアップ事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、大分市安心おもてなしステップアップ事業補助金交付要綱（令和4年4月1日施行）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めることによる。

第2 補助対象経費について

要綱第5条第1項に規定する補助対象経費の詳細については、別表1に定めるとおりとする。ただし、同条に掲げる経費であっても、下記に該当する経費は対象としない。

- (1) 補助事業の目的に合致しないもの
- (2) 補助対象事業の実施を確認するために必要な経理書類を用意できないもの
- (3) 交付決定前に発注、購入、契約等を実施したことにより生じたもの
- (4) 自社内部の取引および代表者の親族（3親等以内）、代表者の親族（3親等以内）が経営する会社、同一人物を代表者とする企業（個人事業主を含む）との取引により生じたもの
- (5) 明らかに耐用年数が短いもの
- (6) 汎用性が高いもの
- (7) 家電リサイクル料
- (8) 機器の撤去に係る費用
- (9) ECサイトの構築や、自社HPへのEC機能の付加に関する費用
- (10) ECショッピングモールへの出店又は出品に係る費用
- (11) ソフトウェアの月額利用料、年間利用料
- (12) 備品、機械装置等のレンタル料
- (13) オークション品の購入に係る経費（インターネットオークションを含む。）

- (14) テイクアウトの取組に係る経費
- (15) 新築と同時に行う取組に係る経費
- (16) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- (17) 各種保証・保険料
- (18) 商品券・金券の購入
- (19) 商品券・金券・仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い、相殺による決済費用
- (20) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- (21) 補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- (22) 自宅兼事務所で、専ら居住空間として使用される場所においてなされる取組に係る経費
- (23) 上記のほか公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

第3 申請に係る提出書類

要綱第7条に掲げる書類については、別表2のとおりとする。なお、別表2以外に必要な書類がある場合は、適宜提出を求めることがある。

第4 実績報告に係る提出書類について

要綱第11条に掲げる書類については、別表3のとおりとする。

第5 その他

この事業と大分市小規模事業者競争力強化支援事業の両方において補助対象事業となる場合は、この事業の申請を優先とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(大分市小規模事業者競争力強化支援事業との重複補助対象)

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

区分	事業番号	補助対象事業	補助対象経費具体例	申請時提出書類 (※必須提出物以外)	実績報告時提出書類 (※必須提出物以外)
飛沫防止	1	アクリル板の設置	アクリル板購入費、設置工事費		
	2	パーテーションの設置	パーテーション購入費、工事費		
	3	ビニールカーテンの設置	ビニールカーテン購入費、工事費		
	4	ロールスクリーンの設置	ロールスクリーン購入費、工事費		
	5	その他飛沫防止に資すると認められる事業			
	6	CO2センサーの設置	CO2センサー購入費		
	7	換気扇の設置	換気扇購入費、工事費(交換も対象だが、撤去費用は対象外)		
	8	開口部の改修	建具購入費、工事費(交換も対象だが、撤去費用は対象外)		
	9	エアコンの設置	エアコン購入費、工事費(交換も対象だが、撤去費用は対象外)	換気又は空気清浄機能を証するカタログ等	
	10	サーキュレーター	サーキュレーター購入費		
	11	その他飛沫防止に資すると認められる事業			
非接触・非対面	12	サーモグラフィーの設置	サーモグラフィー購入費		
	13	間取り変更のための壁の改修	工事費		
	14	身体的距離確保を促す看板の設置	看板作成費、工事費		
	15	順番待ち位置印ステッカー	フロアステッカー施工費		
	16	テレワーク用機器の導入	VPNルーター、NAS、UTM、サーバ(VPN)、マイク、スピーカー、ヘッドセット等購入費	テレワーク実施計画 (任意様式)	テレワーク実施報告 (任意様式)
	17	リモート会議用機器の導入	VPNルーター、NAS、UTM、サーバ(VPN)、マイク、スピーカー、ヘッドセット等購入費	リモートワーク実施計画 (任意様式)	リモートワーク実施報告 (任意様式)
	18	非接触注文システムの導入	システム開発費、ソフトウェア購入費、タブレット(汎用性のないもの)購入費	ソフトウェアのカタログ	
	19	予約受付システムの導入	システム開発費、ソフトウェア購入費	ソフトウェアのカタログ	
	20	キャッシュレス機器の導入	ソフトウェア購入費、キャッシュレス機器		
	21	その他非接触・非対面に資すると認められる事業	※デジタルやICT技術を生かした事業に限る(ステップアップ)		
衛生	22	紫外線滅菌装置の設置	紫外線滅菌装置の購入費、工事費	抗菌・抗ウイルス機能を証するカタログ等	
	23	オゾン発生装置の設置	オゾン発生装置の購入費、工事費	抗菌・抗ウイルス機能を証するカタログ等	
	24	空気清浄機の設置	空気清浄機の設置購入費、工事費	抗菌・抗ウイルス機能を証するカタログ等	
	25	抗菌・抗ウイルスコーティングの実施	施工費	抗菌・抗ウイルス機能を証するカタログ等、施工面積、有効期間、施工場所のわかる書類	施工中写真 (施工後写真は不要) 施工証明書
	26	その他衛生に資すると認められる事業			

申請時必須提出書類・・・①申請書②収支予算書③完納証明書④事業所位置図⑤事業所平面図⑥設置箇所写真⑦見積書写し⑧誓約書
 実績報告時必須提出書類・・・①実績報告書②領収書、請求書③収支決算書

(別表 2)

号	提出書類	備考
(1)	法人：発行後3か月以内の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し等 （該当事務所の所在地の記載がない場合はチラシや名刺も必要） 個人：「いずれか一つ」を提出 ①個人事業の開業・廃業等届出書の写し、 ②直近の「青色申告決算書」の写し（該当事務所の所在地の記載がない場合はチラシや名刺も必要） 事業所住所のわかるもの ③公的機関が発行する住所の記載がある営業許可証等	-
(2)	添付書類 1	-
(3)	市税完納証明書等 ただし、以下の場合はそれぞれの書類に変えることができる 【法人設立後1年未満の場合】 税の納期未到来の証明書、代表者の完納証明書 【個人事業主であって、市税が発生していない場合】 課税証明書	完納証明書の場合は直近のものに限る
(4)	有効期限内のものであり、原則として数量や単価等がわかるものとする	大分市内の事業者による見積書の徴取に努めること
(5)	添付書類 2	
(6)	事務所的位置がわかる地図、事務所平面図に設置（工事）場所を示したもの、設置前の写真、その他別表 1 で定める書類	

(別表 3)

号	提出書類	備考
(1)	補助事業者宛の請求書 領収書（補助事業者宛の領収書、銀行振込受領書、インターネットバンキングの画面のプリントアウト、通帳（表紙、該当部分）のコピー等）	インターネット購入の場合、受注確認メールや注文履歴のプリントアウトしたもので代用可能 ただし、補助事業者宛になっており、発注した物の品名、数量、金額が記載されていることが必要
(2)	添付資料 3	
(3)	設置（工事）後の写真、その他別表 1 で定める書類	・機器の導入については、「大分市安心おもてなしステップアップ支援事業補助金」という表示により他の機械装置と区別すること

(添付書類 1)

事業予算書

(単位：円、消費税込)

補助対象経費の内訳			
	項目	内容	金額 (円)
収 入	大分市補助金		
	自己資金		
合 計			円
支 出			
合 計			円

○補助金交付申請額の計算 (1円未満切捨て)

補助対象経費 × 補助率 =

円 × 2 / 3 = 円

補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て、上限300,000円)

==> 円

(添付書類 2)

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

令和 年 月 日

(以下の事項に誓約する場合は、□欄に必ずレ印をしてください。)

1. 暴力団等の排除に関する誓約事項、同意事項	
<input type="checkbox"/>	自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。 (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) (3) 暴力団員が役員となっている事業者 (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 (6) 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者 (7) 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
<input type="checkbox"/>	上記(1)-(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
<input type="checkbox"/>	市が必要な場合には、下記に関する事項について、警察に照会することについて承諾します
<input type="checkbox"/>	国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援と本事業の併用は行いません。
2. 補助金申請に係る確認事項	
<input type="checkbox"/>	提出する申請書、添付書類の内容と現在の状況に相違はありません。
<input type="checkbox"/>	代表者の親族(3親等以内)、代表者の親族(3親等以内)が経営する企業、同一人物を代表者とする企業(個人事業主を含む)との取引ではありません。
<input type="checkbox"/>	交付決定を受けた後に事業に取り組み、3月末日までに実績報告書を提出します。
<input type="checkbox"/>	店舗物件が賃貸物件であり、改装工事を実施する場合 店舗物件の所有者から改装工事について、承諾を受けています。
<input type="checkbox"/>	補助金で改装した物件や購入した備品は、市長の承認を受けることなく、交付の目的以外使用、譲渡、処分をしません。
<input type="checkbox"/>	建築基準法その他の法令に違反する事業ではありません。
<input type="checkbox"/>	(自宅兼事務所の場合)事業を実施する場所は、事業の用に供する場所で間違いありません。
<input type="checkbox"/>	補助金交付後も本事業に係る報告、資料の提出、現地調査等に協力します。
<input type="checkbox"/>	風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、または同条第13項に規定する性風俗関連特殊営業に関する接客業務受託営業に係る事業を営んでいません。
<input type="checkbox"/>	「みなし大企業」に該当しません。 ※法人のみ【必須回答】

大分市長 殿

住 所 (法人にあっては事務所所在地)

氏 名 (法人にあっては法人名及び代表者名)

生年月日 (法人にあっては代表者) 年 月 日 (男・女)

電話番号

(添付書類3)

事業決算書

(単位:円、消費税込)

補助対象経費の内訳				
	項目	内容	予算額	決算額
収 入	大分市補助金			
	自己資金			
合 計			円	円
支 出				
合 計			円	円